

基総発第1117001号

平成18年11月17日

都道府県労働局総務部長
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

労働基準関係の委託事業の適正な執行について

今般、会計検査院から「平成17年度決算検査報告」（以下「検査報告」という。）が行われ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）の会計経理の状況等に加え、職業安定関係の委託事業に係る委託費の支払い等について、不当事項として報告されたところである。

当該検査報告では、職業安定関係の委託事業について、委託先において委託費を不正に支出し別途に経理したり、委託費が委託事業の目的外の用途に使用される事案が一部に認められたとしており、このような事態が生じたのは、委託先において虚偽の内容の精算報告書等を作成・提出するなどしていたこと、事業実施報告及び精算報告書に対する労働局等の審査が十分でないまま委託費の額を確定していたことなどによると指摘している。

労働基準部においても、地域産業保健センター事業、快適職場形成促進事業及び有期契約労働者労働条件改善推進事業等の委託事業を実施していることから、今後、これらの委託事業を執行するに当たっては、検査報告の指摘及び下記に留意の上、総務部及び労働基準部の連携のもと適正な業務運営を図られたい。

なお、労働局における不正経理の再発防止等については、大臣官房地方課長から平成18年11月10日付け地発第1110001号「労働局における不正経理の再発防止等について」により通知され、同通知の別添「不正経理等防止対策要綱」に示された再発防止策を確実に実施し、不正経理等の再発防止策の徹底を図ることとされていることから、労働基準部においても関係職員に十分周知を図り、不適正な行為が行われることがないように万全を期されたい。

記

委託事業については、その適正な執行を確保する観点から、委託契約書等において、受託者に対し、国の会計及び物品管理に関する規程に準じた帳簿（郵券等の金券に係る補助簿等を含む）・証拠書類等の整備・保存や委託者による監査・指導の実施等につ

いての規定が設けられているが、特に以下の事項を参考に、それぞれの事業内容に応じ必要と考えられる確認等を着実に実施し、適正な執行に留意すること。

1 委託事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）及び委託事業費精算報告書（以下「精算報告書」という。）の審査

実施計画書及び精算報告書については、事業ごとに定められた事務処理要領等により厳正な審査を行うこと。特に、精算報告書の審査に当たっては、必要に応じ、受託者から帳簿及び関係証拠書類の提出を求め当該報告書との整合性等を確認すること。その際、次の事項について留意すること。

（1） 帳簿・証拠書類等の整備・保存

実際に帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類が整備され、かつ委託事業が終了した日の属する年度の終了後5年間、適正に保管されているか確認すること。

（2） 区分経理の実施

帳簿等により、当該委託費が他の会計経理と区分して処理されているか確認すること。

（3） 帳簿・証拠書類等の突合・確認

出入金の状況・内容を帳簿と通帳で突合・確認するとともに、精算報告書の支出額・残額とも確認すること。なお、現金の手元保管金がある場合は、その必要性と管理方法について確認すること。

（4） 支払い状況等の確認

支払いの内容が事業実施に必要な支出であるか（目的外支出がないか）、過大な支出となっていないか（単価・数量は妥当か）、年度末における過度な備品等の購入はないかについて、支出決議書等により確認すること。

2 監査の実施

受託者に対する監査の実施については、必要と認めるときに実施するとされているが、委託事業の実施状況又は精算報告書の状況等により随時判断し実施すること。